

令和3年藤枝市議会定例会  
2月定例会議会議案（追加）

令和3年3月19日  
藤 枝 市 長

## 目 次

議案番号	議案名	頁
第37号議案	令和2年度藤枝市一般会計補正予算（第10号）	別冊
第38号議案	令和2年度藤枝市病院事業会計補正予算（第4号）	別冊
第39号議案	令和2年度藤枝市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
第40号議案	令和3年度藤枝市一般会計補正予算（第1号）	別冊
第41号議案	令和3年度藤枝市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
第42号議案	建設工事委託協定の締結について（藤枝総合運動公園サッカー場改修工事）	1
第43号議案	建設工事委託協定の締結について（国道1号藤枝バイパス及び都市計画道路天王町仮宿線の立体交差新設工事）	2
第44号議案	教育長の任命について	3
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	4
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	5

建設工事委託協定の締結について（藤枝総合運動公園サッカー場改修工事）

藤枝総合運動公園サッカー場改修工事について、次のとおり委託協定を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的  | 藤枝総合運動公園サッカー場改修工事                                  |
| 2 | 契約の方法  | 随意契約   |
| 3 | 契約金額   | 2,014,000,000円                                     |
| 4 | 契約の相手方 | 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号<br>独立行政法人都市再生機構中部支社<br>支社長 佐藤 剛 |

建設工事委託協定の締結について（国道 1 号藤枝バイパス及び都市計画  
道路天王町仮宿線の立体交差新設工事）

国道 1 号藤枝バイパス及び都市計画道路天王町仮宿線の立体交差新設工事について、次のとおり委託協定を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 協定の目的 国道 1 号藤枝バイパス及び都市計画道路天王町仮宿線の立体交差新設工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 1, 200, 000, 000 円
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号  
国土交通省中部地方整備局  
局長 堀田 治

教育長の任命について

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 中 村 禎



人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名 石 川 茂 雄



人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名 八 木 京 子



# 令和3年藤枝市議会定例会2月定例会月議会（追加）

## 議案提案理由書（第42号議案～第44号議案、諮問第1号～2号）

### 第42号議案

藤枝総合運動公園サッカー場の改修工事について、本工事の基本設計及び実施設計業務を請け負い、その内容を熟知し、効率的かつ経済的な工事施工が見込まれる独立行政法人都市再生機構と建設工事の委託協定を締結するものであります。

### 第43号議案

国道1号藤枝バイパス及び都市計画道路天王町仮宿線の立体交差新設工事について、安全及び効率的かつ経済的に行うため、バイパス本線の施行者である国土交通省中部地方整備局と建設工事の委託協定を締結するものであります。

### 第44号議案

本市教育長である中村 禎氏は、本年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き適任と認め任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

### 諮問第1号

人権擁護委員である益田 静氏が、本年6月30日をもって任期満了となることから、新たに石川 茂雄氏を適任と認め推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

### 諮問第2号

人権擁護委員である八木 京子氏は、本年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き適任と認め推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。